

# 防災士育成事業 について

(令和7年度)

十和田市では、地域の防災リーダーとして活動する防災士を育成するため、防災士資格の取得に要する経費の一部を補助します。

防災士とは、『自助』『共助』『協働』を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人です。

## 《対象者》

- ・市内に住所を有する者であること
  - ・防災士資格の取得について、自主防災組織又は町内会の代表者からの推薦を受けた者であること
  - ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に講座を受講し、防災士資格の取得をしようとする者であること
- ※補助金は、講座終了後の試験に合格し資格を取得した方のみ交付されます。  
※事業に関する詳細については、防災危機管理室までお問い合わせください。

## 《補助経費》

防災士研修講座受講料  
テキスト代  
防災士試験受験料  
防災士認定登録料

## 《補助上限額》

1人に4万円を限度とします。

## 《申請期限》

- ・8月21日(木)又は、対象人数が15人に達した時点で締め切らせていただきます。

## 《今年度の防災士養成講座》

- ・開催日:9月20日(土)～9月21日(日)※2日間受講必須
- ・場所:八戸学院大学敷地内
- ・受講料:4万円(認定登録料金含む)
- ・×切:8月21日(木)
- ・上記の詳細は、八戸学院地域連携研究センター(電話0178-25-2789)までお問い合わせください。

防災士の資格取得を目指す方に受講費用等の一部に対し補助金を交付します。



**お問い合わせ先: 十和田市役所  
総務部総務課防災危機管理室  
電話:0176-51-6703**